

つがる市告示第116号

つがる市低入札価格調査制度実施要綱を次のように定める。

令和2年8月24日

つがる市長 福島弘芳

つがる市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が競争入札の方法により建設工事（以下「工事」という。）の請負契約を締結しようとする場合における低入札価格調査制度の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において「低入札価格調査制度」とは、競争入札の方式により工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「相手方となるべき者」という。）の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは必要な調査を行い、その上で落札者を決定する制度をいう。

(対象となる入札)

第3条 この制度は、一般競争入札（政令第167条の5の2の規定による条件付き一般競争入札を含む。）の方法による工事で、設計金額が5億円以上の工事の請負契約に適用する。ただし、つがる市入札条件審議委員会（つがる市建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成17年つがる市訓令第61号）第6条に規定するつがる市指名審査会をいう。以下「審議委員会という。」）で、当該制度を適用することが不相当と判断された場合は、この限りでない。

(調査基準価格)

第4条 工事の請負契約に係る競争入札において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合算額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

(2) 前号の額が予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たない場合は、当該予定価格に100分の80を乗じて得た額とする。

(調査基準価格の記載)

第5条 市長は、低入札価格調査制度の対象となる入札（以下「対象となる入札」をいう。）を行うときは、予定価格を記載する書面に併せて調査基準価格を記載するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第6条 対象となる入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格の決定の根拠となった積算金額の内訳書(以下「工事費内訳書」という。)を提出しなければならない。

2 工事費内訳書の提出がない者の入札及び入札書の価格と合致しない工事費内訳書を提出した者の入札は無効とする。

(入札参加者への周知)

第7条 契約担当者は、対象となる入札を行うときは、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項を周知する。

- (1) 当該入札は低入札価格調査制度の対象となる入札であり、調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、その入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日落札の決定があれば速やかに落札者に通知すること。
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者のうち、最低の価格をもって申込みした者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならないこと。
- (5) 工事費内訳書の提出がない者の入札及び入札書の価格と合致しない工事費内訳書を提出した者の入札は無効とすること。
- (6) 第9条に規定する基準を満たさない入札を行った者は、失格とすること。

(入札の執行)

第8条 入札執行者は入札の結果、調査基準価格に満たない入札が行われた場合には、入札者に対して保留を宣言し、政令第167条の10第1項の規定により落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(基本的判断基準及び数値的判断基準による判定)

第9条 入札執行者は、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準を満たさないときは、当該入札者を失格と判定するものとする。

(1) 基本的判断基準

当該入札前に調査基準価格に満たない入札を行った市発注の他の同業種工事(共同企業体の方法によるもの及び当該入札の開札日までに完成届を受理されたものを除く。)について、落札者又は契約の相手方となっていないこと。

(2) 数値的判断基準による判定

前条の規定により入札を終了した場合において、提出された工事費内訳書に記載された工事費目の価格が、次の表の右欄に定める基準を全て満たしていること。

工事費目	数値的判断基準
------	---------

直接工事費	予定価格算出の基礎となった直接工事費の100分の75に相当する額（1円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額）以上であること。
共通仮設費	予定価格算出の基礎となった共通仮設費の100分の70に相当する額（1円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額）以上であること。
現場管理費	予定価格算出の基礎となった現場管理費の100分の70に相当する額（1円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額）以上であること。
一般管理費	予定価格算出の基礎となった一般管理費の100分の30に相当する額（1円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額）以上であること。

2 入札執行者は、前項の規定による判定を行った場合は、当該判定により失格とならなかった者のうち最低の価格をもって申込みした者を低入札価格調査対象者（以下「調査対象者」という。）と決定するものとする。ただし、当該者が、市発注の他の同業種工事の調査対象者となっている場合は、前項第1号の基本的判断基準に準じ、当該者を失格とみなす。

3 入札執行者は、前2項の規定による判定を行った場合において、当該判定の対象となった全ての者が失格となったときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者と決定するものとする。

（調査の実施）

第10条 入札担当課長及び設計担当課長は、前条第2項の規定により調査対象者が決定された場合は、当該調査対象者に対し、調査に必要な資料の提出を求めるとともに、適宜事情聴取を行い、調査を実施するものとする。

（調査結果の報告）

第11条 入札担当課長及び設計担当課長は、前条の調査を終えたときは、低入札価格調査書（様式第1号）により速やかに審議委員会会長に報告するものとする。

（審査及び審査結果の通知）

第12条 審議委員会は、前条の報告を受けたときは、当該調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査し、当該審査の結果を低入札価格調査審査書（様式第2号）により市長へ報告するものとする。

（落札者の決定）

第13条 入札担当課長は、前条の審査結果が当該調査対象者を落札者とすることが適当と判断した場合は、当該調査対象者を落札者と決定し、不適当と判断した場合は、当該調査対象者を失格とした上で、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（第9条第1項の規定により失格と判定された者

又は同条第2項ただし書の規定により失格とみなされた者を除く。以下「次順位者」という。)を落札者とする。

2 前項の次順位者が調査基準価格に満たない入札者であった場合には、前3条及び同項の規定により落札者を決定する。

(落札者への通知)

第14条 入札担当課長は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するものとする。

(適正な施工の確保)

第15条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合においては、適正な施工を確保するため次に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

監督職員は、請負業者に対して、施工体制台帳の提出を求めるものとする。施工体制台帳の提出に際しては、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

監督職員は、施工計画書の提出に際しては、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督職員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立ち会うことを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工がそれらの記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

(4) 労働安全担当署との連携

監督職員は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得るなどして、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 入念な検査の実施

検査職員は、調査報告書等を参考とし、特に入念な検査を行う。

(6) その他適正な施工の確保のため必要な措置

(特約条項)

第16条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合は、別記特約条項を加えて落札者と契約を締結するものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

別記（第 16 条関係）

特約条項

（契約の保証）

第 1 条 契約約款 4 条（A）第 2 項中「10 分の 1 以上」とあるのは「10 分の 3 以上」とする。

（主任技術者）

第 2 条 契約約款第 10 条第 1 項第 2 号に規定する主任技術者は、同条第 2 項の規定にかかわらず、専任とする。

（前払金）

第 3 条 契約約款第 34 条第 1 項中「10 分の 4 以内」とあるのは「10 分の 2 以内」とする。

（違約金）

第 4 条 契約約款第 46 条（A）第 1 項中「10 分の 1」とあるのは「10 分の 3」とする。

3. 事情聴取

項 目	内 容
1 その価格にした理由	
2 契約対象工事付近における手持ち工事の状況	
3 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	
4 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫との関連	
5 手持ち資材の状況	
6 資材購入先及び購入先と入札者との関係	
7 手持ち機械数の状況	
8 労務者の具体的供給見通し	
9 過去に施工した公共工事名及び発注者	
10 経営内容	
11 1 から 10 までの事情聴取した結果について調査検討	
12 9 の公共工事の成績状況	
13 経営状況 決算書(直近2カ年分)添付	
14 信用状況	
15 その他の必要な事項	

年 月 日に、上記のとおり調査を実施しました。

設計担当課長

印

入札担当課長

印

低入札価格調査審査書

概要

工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	
入札日時	年 月 日 午前・午後 時 分
設計金額（税抜き）	¥ ー
調査基準価格（税抜き）	¥ ー
低入札価格調査書	様式1のとおり
入札結果状況	
1番札	落札率 %
2番札	落札率 %
3番札	落札率 %

審査結果

工事費内訳書の審査結果	
事情聴取の審査結果	
総合判定	

年 月 日

つがる市長

つがる市入札条件審議委員会
会長

低入札価格調査制度において調査対象者となった、当該入札者について入札条件審議委員会で審査した結果、落札者とすることが（適当・不適當）と判断します。

会長	副会長	委員				
副市長	総務部長	財政部長	民生部長	福祉部長	経済部長	建設部長